

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱

制定 平成25年3月1日24食産第5383号

改正 平成25年6月7日25食産第979号

改正 令和7年4月1日6環バ第349号

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農山漁村には、再生可能エネルギーに活用可能な資源が豊富に存在しており、これらの資源を最大限活用し、再生可能エネルギーの導入を図ることにより、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要となっている。

再生可能エネルギーの導入による農山漁村の活性化の効果を最大化するためには、農林漁業者等を始めとした地域の主体が主導する取組を育てていくことが重要となる。しかしながら、現状では、金融機関が融資をちゅうちょする等により、再生可能エネルギー発電事業に取り組む農林漁業者等はほとんどおらず、その収入の地域への還元も十分に行われていない。

このため、農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデルを早期に確立し、このような取組の拡大を通じて、農山漁村の活性化を図る。

第2 事業の内容

1 事業内容

農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー電気の売電による収入に限る。）を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の実施に必要な施設整備（木質バイオマス発電施設を除く。以下「助成事業」という。）に要する費用について助成し、第5の規定によりその収益を納付させるものとする。

2 成果目標等の設定

助成事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）は、助成事業の実施に当たって、成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準（以下「成果目標等」という。）を設定するものとする。

第3 事業実施計画の重要な変更、中止又は廃止

事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更、中止又は廃止をしようとするときは、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）から承認を受けるものとする。なお、事業実施計画の重要な変更については、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによるものとする。

第4 助成事業の評価

事業実施主体は、成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、評価を行

い、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

第5 収益納付

事業実施主体は、助成事業の実施により収益が生じることに伴い、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、原則として交付された助成金に相当する金額について、国に対し納付をするものとする。ただし、自然災害その他事業実施主体の責に帰せない事由により、年間総収入が減少した場合は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによるものとする。

第6 財産の管理及び処分の制限等

助成事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び処分の制限等については、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによるものとする。

第7 その他

- 1 国は、助成事業を適切かつ効率的に実施するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 助成事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成25年3月1日付け24食産第5395号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
- 3 この通知による改正前の地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱又は附則の2による廃止前の地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。